

アウンサンスーチーの思想と行動

——「恐怖に打ち勝つ自己」と「真理の追究」——

根 本 敬

はじめに

1988年9月から軍事政権下にあるビルマ¹⁾は、政府による強権的な統治と止むことのない人権抑圧のため、国際的な批判にさらされ続けている。一方、そうした体制に対し、民主化運動の指導者として長期にわたる非暴力抵抗を続ける国民民主連盟書記長アウンサンスーチー(Aung San Suu Kyi, 1945～)は、軍事政権とは対照的に、ビジネス界を別とすれば常に国際世論の同情と支援を得てきた。1991年度のノーベル平和賞が自宅軟禁中の彼女に授けられたことは、それを象徴していると言えよう。

本稿は、そのアウンサンスーチーの思想と行動の基本的特質を、次の3点に絞って追究する試みである。第一は、彼女の生き方の基盤といえる「思想と行動の一致」原則と、行動の前提としての「恐怖に打ち勝つ自己」の確立について、第二は、その思想と行動の正しさの基となる「真理の追究」という姿勢について、第三は、その真理の追究の過程において設定される「正しい目的」と「正しい手段」との倫理的な一致についてである。

彼女の思想と行動の特質には、このほかに、(1)「ビルマ国民」および「ビルマ国家」という、いわば *Burma as a nation* を絶対的な前提とみなすナショナリスト・エリートとしての確信、(2)人権や民主主義などの西欧「近代」が生んだ思想を、ビルマ「伝統」思想の中の諸価値を見直すことによって接ぎ木しその土着化を目指す姿勢、(3)上座仏教徒としての内観瞑想の尊重と、そこから導き出される政治的和解志向²⁾、(4)リベラル・デモクラシーとしての民主主義理解、(5)父アウンサンの生き方への尊敬と憧憬、などが挙げられる。いずれも検討を要する興味深い重要な特質であるが、本稿ではこれらについては直接的に扱わず、彼女の思想・行動の根源的特質を上記3点に求め、その分析を行うものとする。議論の順番としては、まず1988年以降のビルマの政治経済状況を概観し、つづいてアウンサンスーチーの経歴を確認する。その上で、先述の3点に集中して彼女の思想・行動の分析に入り、*a thinking and behaving person* としての特質を見ていくことにしたい。

筆者はこれまで、ビルマの軍事政権とアウンサンスーチー双方の「論理」の違いを、ビルマの現実政治動向のレヴェルにおいて論じてきたが、必ずしも両者の思想・行動の本質に迫った

ものではなかった³⁾。特にアウンサンスーチーに関する思想的分析は不十分であった。拙論以外の先行研究においては、伊野憲治が軍事政権とアウンサンスーチーそれぞれに関し優れた分析を行っており、ビルマの民衆や学生にとってのアウンサンスーチー像という問題意識も示しながら、彼女の思想とビルマ民衆の論理を共に内在的に理解しようと試みていて興味深い⁴⁾。本稿では資料として彼女の演説や文章を中心に用いるが、伊野の先行研究も参考にする。

副題につけた「恐怖に打ち勝つ自己」「真理の追究」という言葉から想像できるように、彼女の思想の背後にはマハトマ・ガンディー (Mahatma Gandhi, 1869–1948) の影響が色濃く反映している。世界に注目されるビルマ人一女性の思想と行動は、20世紀最大の思想家の一人であるガンディーの精神的遺産に基づいていると言える。そのアウンサンスーチーが、現代に生きる我々に、現在進行形で、何をメッセージとして伝えているのか、そのことについても結語の部分で取り上げてみたい。

1. ビルマの現状

はじめに、アウンサンスーチーが実際に生き活動している場である現実のビルマについて知るため、軍事政権登場以降の同国の政治経済状況について概観しておく(2001年3月現在)。

1988年3月から、ビルマにおいて学生を中心に始まった反体制運動は、8月以降、国民的規模に盛り上がり、民主化運動としての性格を有するようになった。しかし、同年9月18日、その盛り上がりは国軍によって押しつぶされ、軍事政権が全権を掌握するに至る。国軍幹部19名(のち20名)から構成された軍事政権は、国家法秩序回復評議会(State Law and Order Restoration Council: SLORC)と名乗り、その名称からも、彼ら自身の出した公布からも、「治安回復を主務とする暫定政権」というメッセージが読み取れた。しかし、SLORCが民政移管を行うことは最後までなかった。

9年たった1997年11月15日、SLORCは突如、国家平和開発評議会(State Peace and Development Council: SPDC)に姿を変える。もっともそれは政権交代ではなく、名称の変更とメンバーの入れ替えに過ぎず、軍政という基本枠組みに変化はなかった⁵⁾。ただし、その新名称に含まれる「平和」「開発」という言葉からは、SLORC期にあった「暫定政権」としてのメッセージ性は消え、逆にビルマを牽引する「本格政権」としてのメッセージが読み取れるようになった。実際、SLORC期も含めた12年間に軍事政権が行ってきたことは、彼らがビルマの統治の主体であることを国内外に対して印象づけようとするものであったことがわかる。それらを以下に概括的に見ていくことにする。

SLORCは発足後1年8か月たった1990年5月27日、ビルマで30年ぶりとなる複数政党制に基づく総選挙を実施している。これはSLORC発足時の公約に基づくものであり、選挙自体も、事前の選挙運動に対する厳しい規制と介入を除けば、投票当日の中立性の保持、開票の公正さにおいて問題は生じなかった。しかし、投票の結果、軍政発足後に民主化運動の中心を担った国民民主連盟(National League for Democracy: NLD)が、書記長アウンサンスーチーを

当局による自宅軟禁措置のために欠きながらも、総定数 485 議席のうち 392 議席 (81%) を獲得して圧勝すると⁶⁾、SLORC は政権委譲の無期限延期の態度をとりはじめ、選挙結果を事実上無視しはじめた。この態度は SPDC となった今日もまったく変わっていない。ビルマの軍事政権がその正統性に根源的な弱点を持つのは、1988 年 9 月 18 日の武力による権力奪取もさることながら、第一義的にはこの選挙結果の無視にあると言ってよい。

総選挙後になって示された軍事政権による論理は、早期の政権委譲よりも新しい安定した憲法をつくることを優先すべきというものであった。それは——(1) 選挙で当選した国会議員は憲法制定のための議会(制憲議会)の議員にすぎない、(2) その議会についても当分の間は開催しない、(2) 代わりに軍政が独自に選んだメンバーによって構成される制憲国民会議という別個の場を設置し、そこで新憲法の草案をつくる(草案の原案は軍政が提示)、(3) 草案がまとまったらその段階で初めて制憲議会を召集して同草案を諮る、(4) 制憲議会で審議・承認された案を軍政が最終的にチェックし、正式な新憲法案とする、(5) それを国民投票にかけて国民に承認を求める、というものである。しかし、この政治的道筋に何年かかるのかということには触れず、また国民投票で新憲法が承認されたらもう一度選挙をやり直すのかという問いについても答えていない。

こうした軍政の論理では、1990 年 5 月の総選挙で選ばれた国会議員は、憲法制定という限られた目的を持つ議会のメンバーにすぎず、それも別個に設置される制憲国民会議なる組織が憲法草案をつくり終わるまで出番はないということになる。仮に憲法制定を最優先するという軍政の論理に理解を示すとしても、なぜすぐに当選した議員たちによる国会を開催し、そこで新憲法を審議しないのかという疑問が生じる。その疑問に対して SLORC は、特定の一政党に属する議員が圧倒的な国会では、さまざまな民族や階層の利害が絡み合うビルマの憲法を安定した形で作るのは無理だから、という理由づけを行っている。これはすなわち、議会の 5 分の 4 強を占めて第一党となった政党 NLD を、まったく信頼していないということを表明しているにほかならない。NLD は当然こうした軍政の態度に反発したが、軍政当局は当選議員や党員の逮捕・資格剥奪というやり方で NLD の抵抗を封じ込めた。10 年たった 2000 年 5 月 27 日現在、資格を剥奪された当選議員は 185 人にのぼり、その大半が NLD 所属である。死亡した議員や、当局の圧力に屈して辞任した者も含むと、現在の NLD 議員は 110 人に過ぎない(当選した NLD 議員総数のわずか 28%)。

制憲国民会議 (Amyou:dha: Nyilahgan) は、総選挙から 2 年 8 か月たった 1993 年 1 月に発足した。しかし、何回もの長期休会を繰り返しながら、現在に至るまで憲法草案の審議を行い続けており、いつ草案ができあがるのかについて、軍事政権は回答を常に先延ばししている。当局によって同会議の代議員に選ばれた者は当初 701 人いた。しかし、そのうち 1990 年の総選挙で当選した議員は 99 人しかおらず(その大半は NLD 所属)、残りはその他の政党(すなわち総選挙に候補者を出したものの当選者を出せなかった政党)や、少数民族・農民・労働者・知識人・技術者などから選んだ代表によって構成された。1990 年総選挙の当選議員が同会議に

占める割合は14%にしかすぎず、また総選挙の全当選者に占める制憲国民会議代議員に選ばれた者の比率も20%にすぎなかった。よって、この会議が民意を反映しているとは言いにくい。ましてやその後、1995年11月にNLDに属する代議員全86名が、制憲国民会議における議論の進め方が非民主的である⁷⁾としてボイコット戦術をとると、軍事政権は彼ら全員を同会議から除名したため、それ以降、代議員全体に占める1990年総選挙の当選議員の割合はほとんどゼロになった。このため、民意から完全にかけ離れた存在と化したと言って差し支えない。

NLD側は、軍政による民主化の不熱心という事態を打開するために、結党以来、何度も当局に対し前提条件なしの対話を申し入れてきた。特に1995年7月にアウンサンスーチーが6年ぶりに自宅軟禁から解放されると、対話への姿勢を強めた。しかし軍事政権のあいまいな対応のため、公式対話は実現せず、逆に軍政によるNLD抑圧が強まっていった。何度も申し入れた国会の開催もなされなかったため、NLDはついに1998年9月16日、独自に当選議員10人から構成される国会議員代表者委員会(別称:10人委員会)を発足させ、1990年総選挙当選議員の過半数の委任状を基に、国会の代行「開催」に踏み切った。むろん、これは通常の国会ではない。しかし、軍事政権が出す様々な法令に正当性がないことを個別具体的に宣言し、独自に憲法草案の作成にも入っている。

この10人委員会の発足はしかし、軍事政権のNLD抑圧を一層強めることになった。党員の家族に対し様々なハラスメントを行い、党員自らが脱党届を当局に提出するように導いたり(これによって2万人以上の党員が脱退したといわれている)、国営紙を通じて党とアウンサンスーチーを連日非難したり、また軍政が組織した翼賛団体・連邦連帯開発協会(Union Solidarity and Development Association: USDA)に集会を開催させアウンサンスーチーの国外追放を決議させるなど、2年以上にわたりNLDに対する徹底した嫌がらせを続けた。ただし、2000年10月以降、状況は少し変わってきており、軍政側が姿勢を転じ、アウンサンスーチーとの直接対話を開始、双方の信頼回復・信頼醸成の努力がなされていると伝えられている(このことの確認については、2001年1月にビルマを訪問したラザリ国連ビルマ担当特使とEU代表団、および同年2月に訪問したボイス米副國務次官補が、それぞれ公表している)。対話の行く末は不透明でハードルも高く、安易な期待は持てないが、長年の懸案だった双方の直接折衝が非公式とはいえ実現したことは状況の一步前進と言える。

ところで、この間、軍事政権下における人権状況も、さまざまな問題を抱えた。1991年以降、国連人権委員会が毎年のようにビルマ政府に対する非難決議を行っていることがすべてを象徴するように⁸⁾、道路や鉄道敷設工事への地元住民の強制動員(強制労働)をはじめ、住民の郊外新開地への強制移住、公務員に対する思想調査・統制、政治活動を行ったと当局がみなした者への深夜の拘束・令状なし逮捕、警察署や軍の特殊機関などにおける拷問、弁護士抜き裁判、刑務所での不衛生な処遇等が問題とされている。また、ビルマが国内の少数民族による反政府武装闘争を抱えていることもあって、国軍将兵らによる少数民族居住地域での一般住民に対する無法なふるまいも伝えられ、その結果、大量の難民がタイ側やバングラデシュ側に出て

問題視されている(タイ側には主としてカレン民族、バングラデシュ側にはロヒンギャー民族が難民として流出している)。

人権問題と関連して、大学の長期閉鎖も軍事政権がもたらした深刻な問題のひとつとなっている。軍事政権は政権掌握後、学生が政治集会やデモを行うことを恐れて、軍関係と医学関係以外の大学を何度か閉鎖してきたが、1996年12月になされた閉鎖はその後3年以上の長期にわたり、2000年7月から全面再開されたものの、キャンパスを郊外に移し学生たちが相互に交流できないようにするなど、徹底した監視体制を敷いている。長期の閉鎖による高等教育と人的資源へのダメージは大きく、今後の国家の発展への影響が心配されている。

つづいて、軍事政権が力を入れてきた経済開発について概観したい。1988年の反政府・民主化運動の要因を、それまで26年間続いたビルマ式社会主義体制がもたらした極端な経済不振に対する国民の不満の爆発にあると見た軍事政権は、政権を掌握すると社会主義を捨て、一転して開発経済政策をとりはじめた。市場経済化を目指し、私企業の投資規制を撤廃、同年「外国投資法」をはじめとする各種経済関係の法律を整備して外国資本の本格的導入を図った。その結果、1992年から96年にかけて、貿易・観光・資源開発・製造業などの分野に外国企業の投資が積極的になされ、国内の農業生産の好調さも手伝って、この間に国内総生産(GDP)の年平均成長率は7-8%台を記録、社会主義時代の低迷を脱したかに見えた。しかし、市場経済を目指しつつも、さまざまな非合理的な制限を実際の企業活動に課したこと(外貨送金規制・輸入規制の度々の強化など)、また中央銀行からの政府借入金という形で国内の通貨供給量を増やし財政赤字を拡大させたこと、さらに二重為替政策による現地通貨の対米ドル過大評価を続けたこと(公定レートと市場レートの差が60倍前後開く結果を招く)などが原因となって、早くも1996年の後半から経済成長は失速気味となった。それに追い討ちをかけたのが翌1997年後半から東・東南アジアを襲った通貨危機である。

この通貨危機は「通貨の危機」という形でビルマに直接影響を与えるものではなかったが、その年から東南アジア諸国連合(ASEAN)各国の対ビルマ投資が激減し、ほぼ同時期に人権問題への制裁から米国が対ビルマ新規投資全面的禁止に踏みきったため、ビルマへの新規外国企業投資総額は大幅に減っていった⁹⁾。GDP成長率は5%台に低下し、年率40%台のインフレが進行、また外貨準備高の不足にも見舞われた。この状況はASEAN主要国が経済回復を見せ始めた1999年以降も基本的に変わず、ビルマは政治面のみならず経済面においても深刻な状況に置かれている。GDP成長率は2000年に数字の上で10%を越えたが、これは実態経済を反映していないという指摘がビルマ農業経済の専門家によってなされている(2001年2月28日に地球産業文化研究所で行われた「ASEAN統合と新規加盟国問題」セミナーにおける高橋昭雄氏の報告に基づく)。

ただ、ビルマの場合、経済不振の理由を軍事政権の未熟さと外国企業の投資低迷だけで説明することは不十分であり、もうひとつ根源的な要因があることに注意する必要がある。それは政府に対する国民の基本的信頼の欠如である。選挙結果無視や人権抑圧などのために、軍政は

一貫して国民に人気がなく、そのことが当局のもとと未熟な経済政策の実効性を一層低めてしまい、投資の不振と相まって更なる経済の低迷と貧富の格差の拡大を招いている。その結果、国民の軍政不信はますます強まるという悪循環に陥っているのである。こうした政治不信が経済不振につながっているという現状こそが、ビルマを出口の見えない状態に追い込んでいくといえよう。

アウンサンスーチーはこういう状況下で、一貫した非暴力形態の民主化運動を率いてきている。次に彼女の経歴を見ていくことにしたい。

2. アウンサンスーチーの経歴

1945年6月19日、アウンサンスーチーは父アウンサン (Aung San, 1915–47) と母キンチーとの間の3人目の子(末子)として生まれた。上二人は兄である。彼女が生まれた時、ビルマはまだ日本占領下にあった。しかし、すでにその年の3月末から、父アウンサン率いる反ファシスト人民自由連盟 (AFPFL) が、ビルマ国軍をその武力的中核として、日本軍に対し武装蜂起し、反攻してきた英軍と事実上合流して戦っていた。英軍は5月にヤンゴンに占領、彼女が生まれた時、日本軍の敗色はすでに濃厚であった。

父アウンサンは、日本軍降伏後、AFPFLの議長として対英独立交渉の先頭に立つ。しかし、英政府要人たちの信頼を得て困難な交渉を乗り切り、ビルマの早期完全独立への道のりをほぼ確定させた1947年7月、彼は政敵ウー・ソオ (U Saw, 1900–48) の差し向けた部下たちによって、閣議の席で暗殺されてしまい(19日)、独立の日を見ることなくこの世を去った¹⁰⁾。アウンサンスーチー2歳の時のことである。よって彼女は、父親のことをおぼろげにしか覚えていない。彼女が抱く父親の原像は、母キンチーや彼女の家族と交流のあった人々による父親の思い出話などに基づくものである。ただそれらは、後の彼女の英国滞在時における公文書館等での資料調査によって、裏づけのある具体的なイメージへと強められていくことになる。

15歳までヤンゴンで教育を受けたアウンサンスーチーは、1960年、母キンチーが当時のウー・ヌ (U Nu, 1907–95) 政府によって、隣国インドへの特命全権大使に任命されたため、ニューデリーに移り、現地の高校を経てレディ・スリ・ラム・カレッジに進んだ。インド在住時代、彼女は読書に励む一方、当時のネルー首相 (Neru, 1889–1964) 一家やその関係者らとの交流を深める。彼女がガンディーの思想に触れ感化を受け始めるのはこの時期からである。

その後1964年、彼女はインドから英国に留学し、オクスフォード大学セント・ヒューズ・カレッジに入学、政治・経済学を学び、1967年卒業後はビルマ研究者ヒュー・ティンカー (Hugh Tinker) 教授の下で研究助手として過ごす。1969年、米国へ渡り、ニューヨーク大学大学院でビルマに関する優れた著作を持つフランク・トレイガー (Frank Trager) 教授の下で国際関係論を専攻するが、途中で応募した国連本部の職員に採用されたため中退する。その後3年間は、国連の主として財政問題担当スタッフとして働き¹¹⁾、この時期に語学力、交渉力、分析力、国際性などを一層磨き上げていったものと考えられる。

彼女はオクスフォードでの学生時代、チベット研究に励む学徒マイケル・アリス氏 (Michael Aris, 1945~1999) と知り合っていたが、1972年1月、26歳のとき、国連本部職員を辞めて彼と結婚し、オクスフォードで専業主婦生活に入った。アリス氏によると、彼女は結婚に際して、ビルマ独立の指導者アウンサンの娘が、旧宗主国である英国の男性と一緒にいることを家族やビルマの国民が誤解しないかどうか悩み、「もし(将来)国民が私を必要としたときには、私が彼らのために本分を尽くすのを手助けしてほしい」旨、手紙に書いてきたという¹²⁾。よく知られているように、アリス氏はその後、この約束を誠実に守ることになる¹³⁾。

アウンサンスーチーは結婚後、研究者となったアリス氏を手伝うべく、氏の調査先であるブータンへ同行する(1972-73)。帰国後は二人の息子を生み育てながら、オクスフォード大学クイーン・エリザベス・カレッジにおいて勉強を再開し、ボーダリアン図書館でビルマ語文献整理担当の研究員にもなった(1975-77)。その後、ロンドン大学東洋アフリカ研究院(SOAS)の博士課程に入学し、ビルマ近代文学におけるナショナリズムの影響に関する博士論文の執筆をすすめる。

彼女はもともと、ビルマにおけるナショナリズムの発生と展開、およびそれと関連した「近代」の受容のなされ方に関心があり、それをインドとの比較を通じて思想的に研究したい意向があった¹⁴⁾。こうしたテーマに関心を抱いた理由は、おそらく彼女の最大の関心事であった父アウンサンの思想・行動(生き方)を知ることと深くつながっていたと考えられる。夫のアリス氏は「オクスフォードで、彼女は常にアウンサンについてビルマ語と英語で書かれた膨大な量の本や書類を読んでいた¹⁵⁾」と書いている。その彼女がロンドンにおいてもインド省付属図書公文書館(IOLR、現・大英図書館東洋インド省コレクション: OIOC)や、国立公文書館(PRO)に通い、30年ルールにしたがって次々と公開される戦前・戦中・戦後のビルマ関係の英国側一次資料を調査し、父の発言や行動について学んでいたことは、関係者によく知られている。1984年にはオーストラリアの高校生向けに、簡潔なアウンサン伝をまとめ、出版するに至っている¹⁶⁾。

父アウンサンのことを調べれば調べるほど、彼女は必然的にアウンサンと日本との関係についてより深く知りたいと思うようになった。そのためには日本語の資料が読めるようになる必要があるため、彼女はオクスフォード大学で日本語の勉強を開始する。2年間で三島由紀夫の作品を原書で読めるまでの力をつけ¹⁷⁾、1985年10月、40歳のとき、日本の国際交流基金の支援で念願の日本行きを果たす。約9か月間、京都大学東南アジア研究センターに客員研究員として迎えられ、夫を英国に残したままの二人の子連れ滞在であったにもかかわらず、アウンサンと交流のあった元日本軍関係者への聞き取り調査を精力的に行った。また東京に出て、外交史料館や防衛庁戦史部、国会図書館などに通って日本側資料の収集・調査に励んだ。1986年7月、日本を去ると、ヤンゴンに3か月ほど寄って久々に母キンチーと共に過ごし、その年の10月、オクスフォードに帰った。

再び主婦と大学院生の二足わらじの生活に入ったアウンサンスーチーであるが、1年半たっ

た1988年3月31日、ヤンゴンから母危篤の知らせが入り、4月2日、急遽ビルマに戻ることになる。母キンチーは同年末まで生き永らえるが、母の看病のために彼女がビルマに戻った時期は、ちょうど学生たちが反政府運動を展開しはじめた時と重なっていたため、それが結果的に彼女を政治の大きなうねりの中に巻き込んでいくことになった。

ビルマでは、1962年から26年間続いたネイ・ウィン（Ne Win, 1911-）率いる国軍主導型の社会主義体制に対する国民の不満が高まり、学生たちは警察や軍によって弾圧されつつも、根強く運動を盛り上げるべく活動を展開した。独立の指導者アウンサンの娘が帰国したというニュースはすぐ彼らに伝わったようで、学生活動家たちは彼女の家に入出入りするようになった。母の看病が目的で帰国したアウンサンスーチーは、彼ら学生たちに対しただちに呼応するということはなかったが、彼らとの交流を通して自分の国が大きく揺れ動く時期が訪れたことを直感したようである。夫アリス氏によれば、同年7月23日に、テレビでネイ・ウィンがビルマ社会主義計画党議長からの辞任を表明し、今後の複数政党制の検討に触れた演説をするのを見た彼女は、他の国民と同様、にわかに興奮したという¹⁸⁾。

その後、彼女の家には学生活動家たちだけでなく、さまざまな年齢・階層の男女が入出入りするようになり、民主化運動の高まりと共に、彼女も表舞台への登場を決意するようになる。アウンサンスーチーの公の場への登場は、8月24日のヤンゴン総合病院での短い演説が最初である。しかし、事実上のデビューはその2日後、8月26日にシュエダゴン・パゴダ西側広場で開催された数万人を集めた大規模な集会における演説であった。ここで彼女は「この運動は、…第二の独立闘争とすることができます。…私たちは…民主主義の独立闘争に加わったのです」という有名な発言をおこなう¹⁹⁾。この集会に集まった人数の規模からもわかるように、彼女の人気は当初から絶大で、運動全体を指導する人物の登場を待ちわびていた人々にとって期待の星となった。

しかし全国規模で展開され盛り上がった民主化運動は、9月18日に軍事政権が全権を掌握することによって、多大な犠牲者を出し、頓挫させられてしまう²⁰⁾。アウンサンスーチーは、軍政によって政党結成の権利が認められた同月下旬、ティン・ウー（Tin U）元国防大臣、アウンヂー（Aung Gyi）元准将らと共に前節で触れたNLDを結成し、書記長に就任する（アウンヂーはその後脱党）。NLDは結成当初からその反軍政姿勢の強さのため当局によって極度に警戒されたが、彼女は妨害にめげず精力的に国内各地を回って遊説し、翌1989年6月には「大多数の国民が同意しない命令・権力すべてに対して、義務として反抗せよ」という、市民的抵抗権とは質的に異なる市民的抵抗義務を主張するまでになった。7月にはヤンゴンにおける演説でネイ・ウィン批判を展開し、それがきっかけとなり、同月20日、軍事政権によって国家防衛法²¹⁾を適用され自宅軟禁に処されてしまう。

自宅軟禁は6年間続いた。軍事政権は海外に出るのであればすぐに解放すると伝えたが、彼女は一切応じなかった。また軟禁当初、逮捕された学生活動家たちに対する不当な扱いに反発し、11日間にわたるハンガーストライキをおこない、当局から「拷問はおこなわない」旨の

約束をとりつけるということもあった²²⁾。夫のアリス氏と息子たちの訪問は特別に2回許されたが、軟禁2年目以降は一切認められなくなった。軟禁中のビルマの政治状況については前節で説明したので省くが、1991年度のノーベル平和賞が軟禁中の彼女に与えられたことは、国際社会のビルマや彼女に対する関心の高さを物語っていたことは重ねて記しておきたい。

1995年7月10日の自宅軟禁解放後、NLD書記長に復帰した彼女は、改めて軍事政権に対する無条件の対話申し入れをおこなう一方、定期的に自宅前で市民向けの演説会を開催した。また、NLDの制憲国民会議ボイコットを指導したり、ヤンゴンを出てカレン州のリベラルな僧侶ターマニャ・サヤードオ(Tamanya Hsayadaw)のもとを訪ねるなど、積極的に動いた。軍事政権はしかし、彼女との対話には応じず²³⁾、1996年9月以降、自宅前で演説会を禁じて彼女が国民と接する機会を奪い、1998年8月には彼女がヤンゴンから出て地方のNLD支部に出かけることを実力で阻止した。彼女は数日間にわたって車の中で籠城し抵抗したが、強制的に自宅に連れ戻された。その後、2000年8月と9月に再び地方への移動を彼女は試みたが、いずれも軍事政権によって抑え込まれ、自宅に連れ戻された。現在、彼女はヤンゴンの自宅から出られない準軟禁状態に置かれている(同年10月から始まった軍事政権との直接対話もこの準軟禁状態のまま続けられている)。この間、彼女とNLDは、1998年6月、1990年の総選挙で当選した議員によって構成される国会を開催するよう、軍事政権に期限付きで申し入れたが、軍政はそれを無視した。前節で説明した国会代表者委員会(10人委員会)の発足はこの直後(同年9月)のことである。

3. 思想と行動の基盤

つづいて、本節からアウンサンスーチーの思想と行動の具体的分析に入る。まず最初に、彼女の思想の基盤を考えるにあたって、最もそれを象徴していると思われる発言と行動を紹介したい。まずは発言である。1988年12月13日のNLDヤンゴン市カマーユツ郡第3地区支部開設式における演説で、彼女は出席者に次のように語っている。

「民主主義の権利を享受したい人は、その権利が獲得できるように勇気を持って行動して行かなければなりません。行動する勇気がないのであれば、享受したいなどとは思わないことです。」²⁴⁾

次に行動である。上記の発言から4か月弱が過ぎた1989年4月5日、彼女がエイヤワーディ管区の町ダヌビューで数人のNLD黨員たちと一緒に歩いていたとき、突然前方から国軍兵士たちによって銃口をつきつけられ、進路を阻止された。今すぐにでも発砲がなされるという大変危険な場面に遭遇した彼女は、他の黨員たちには道の端を歩かせ、自分は一人で道の真ん中を兵士たちの方へ向って歩いた。他の黨員が発砲の巻き添えにならないようにするための配慮である。すでに射撃命令が出ていたが、兵士たちは彼女を撃つことができなかった²⁵⁾。

この二つの発言と行動から、我々は何を読み取ることができようか。それは、彼女が思想と行動の一致という原則、すなわち思想は行動を伴わない限り意味を有さないという考え方をもち、かつ行動においては勇気がその基になければならないとし、自身がそれを実践しているということではないだろうか。思想は限りなく内的なものである反面、行動と結びついた時に実際の価値を発揮すると彼女は考えていると言えよう。そしてその行動は、状況しだいでは上述の銃口の前でのエピソードのように、大変な勇気(恐怖に打ち勝つ精神)を必要とする。その行動における勇気こそが、アウンサンスーチーの生き方の基盤になっているとみなせる。

勇気の重要性について、彼女は自著 *Freedom from Fear* (1991年、日本語訳「自由」)²⁶⁾ の中に収められてある同名のエッセイで、一人一人が自分の心の中の恐怖に打ち勝つことを義務であると認識すべきという主張を記している²⁷⁾。このエッセイは1989年7月の自宅軟禁前後に海外に向けて英語で書かれたものであり、ビルマ国内の人々に向けてビルマ語で書かれたものではない(1995年にビルマ語訳が英国で出版されたが、ビルマ国内では禁書となっている)。しかしそこで語られていることは、彼女の思想の根源を示しており、きわめて重要である。彼女は同書で、「恐怖」こそが人を墮落させる根源であると断言し、権力を行使する者は自分が権力を失うことを恐れ、その恐れのために恐怖支配を強めて墮落し、一方そうした人物に支配される人々は、恐怖心のために権力者への抵抗を怠り、やはり墮落していくと説く。「恐怖に満ちた社会では、あらゆる形の墮落が、社会を侵していく」²⁸⁾ と語る彼女は、つづけて次のように主張する。

「真の革命とは精神の革命である。…自由や民主主義、人権を要求するだけでは不十分である。永遠の真理に誓った犠牲を払い、欲望、恨み、無知、そして恐怖によってもたらされた墮落に抵抗するための闘いを貫く、そのための一致した決意がなければならない。…国家による恣意的な権力行使を防ぐ強力な民主的諸制度に基づいた国を築こうとする人々は、まず何よりも、彼ら自身の心を、無気力と恐怖から解放しなければならない。」²⁹⁾ (下線部は引用者による。以下同じ)

この引用からわかることは、アウンサンスーチーの言う *freedom from fear* が、各人の権利としての「恐怖からの自由」を意味するのではなく、各人の義務としての「恐怖に打ち勝つ努力」を意味しているということである。すなわち、一人一人が「精神の革命」として「恐怖に打ち勝つ」自己の形成を目指して初めて、自分自身と社会全体の墮落から立ち上がることができ、民主的な国家を造り上げていくことができるのだと説くのである。当然、ここでは各人の行動が問われることになる。恐怖に打ち勝つこと、すなわち勇気を持つことは、行動によってのみ、その意味を有するからである。前述した銃口の前での彼女の行動は、恐怖に打ち勝つ人間の強さを示していると言えよう。射撃命令が出ていたにもかかわらず彼女を撃てなかった兵士たちは、恐怖に怯えない人間の持つその強靱さに圧倒されたのである。

彼女が恐怖に打ち勝つことの重要性に関して、一般のビルマ人に向けて訴えた発言を、次に紹介したい。1989年5月2日、遊説先の少数民族が多く住むカチン州モーフニンでの演説で、

彼女は下記のように語っている。

「私たちが支配できるのは、自分の心だけです。…自分の心を自分で支配することのできない人間は、自分の人生すら自分で決定でき(ない)。…ある人は、恐れという感情のため民主化運動にいまの時点では加わらないと言っています。恐れを、自分の感情を、自分で抑えることができないのです。自分の恐れという感情すら、自分で拭い去ることができないのに、私たちはどうして他人に打ち勝つことができましょう。国民として、すべきことがあるとすれば、勇気をもってできるように努めて下さい。…私たち全てが勇気をもって行動してこそ民主主義は獲得できるのです。」³⁰⁾

(カッコ内引用者・以下同)

ここでは、恐怖に打ち勝つことが、「自己の心の支配」の確立という文脈の上で語られている。この文脈は説明を加えるまでもなく、ガンディーが説いたスワラージ (swaraj) の考え方、すなわち、自分自身の欲望や怒りを自分で統治(抑制)できるようになってはじめて、人々は本当に自分たちの国を自分たちで治めることが可能になる、という考え方と同じである³¹⁾。しかし同時にビルマ文化の特質に眼を転じてみると、この考え方は同国で支配的な上座仏教の人間救済の方法とも似ている。救済を願う主体自らが、現世の欲望と縁を切って出家生活に入り、戒律を守って瞑想をおこない悟りを求めないかぎり、輪廻の苦から解放されるに至ることはないとする上座仏教の自己救済の原理と、彼女が言う、自らの心を自らが支配し、自ら行動をおこすことによってしか真の革命は達成されないという、自己の精神的変革を義務づける考え方は、その自力本願的な面において共通しているからである。

こうした彼女の主張は、1989年2月19日、遊説先のマンダレイ管区タッコウン町での民衆に向けた演説においても端的に表明されている。

「人権を護っていくということは、一人一人の責任です。政治組織のみの責任ではありません。…自分の権利を護ることができる人々のみ、民主主義を獲得できるのです。ですから、勇気をもって自分の権利を護ってくださいと、私はお願い申し上げます。現在、国民は民主主義が欲しいと言っています。欲しいならば、一人一人が自問する必要があります。民主主義を獲得するために何をしているのかと。自分は、民主主義の獲得のために、精一杯行動しているのかと。…政治活動を行わない国民というのは、独裁体制下に甘んじることになります。政治活動を行う勇気を持ってこそ、自分の諸権利を護る勇気を持ってこそ、独裁体制ではなく民主的な体制を創設することができるのです。」³²⁾

アウンサンスーチーは、恐怖支配を貫く軍事政権の統治下に住む国民に対し、権利の主張をするだけでなく、それを裏打ちする義務と責任の遂行を求め、各自に思想と行動の一致、ならびに恐怖に打ち勝つ勇気を持つよう、厳しい自己変革を求めている。それは自宅軟禁に処される10日前の1989年7月10日、ヤンゴン中心部において1万人の聴衆に向けて語られた「義務としての反抗(不服従)」という主張に至って頂点に達する。

「現在、法律に反する命令・権力、国民の諸権利を侵害する命令・権力を(軍事政権が)発動しているから、私たちには反抗する義務が生じてくるのです。この義務を私たちが果た

さなければ、引き続き民主化を進めることはできません。…反抗とは、…従わない、受け入れないということです。不当な命令・権力には、平和的に規律をもって従わないということを言っているのです。』³³⁾

これは西欧政治思想に出てくる市民的抵抗権とは異なる市民的抵抗義務(不服従義務)の論理である。民主化運動の盛り上がった1988年8月26日から自宅軟禁に処される直前の翌89年7月10日までの期間になされたビルマ語による彼女の演説で、伊野が翻訳し編集した全21篇のうち、こうした「国民の責任と義務」に触れたものは、彼の分析によると19回にもものぼっている³⁴⁾。筆者が伊野編訳の演説集を読むかぎり、彼女はそれら19の演説のすべてにおいて、直接・間接を問わず、思想と行動の一致と、勇氣(恐怖に打ち勝つこと)、そして次節で分析する「真理の追究」に関し触れている。一方、民主化運動の指導者として当然主張すべき「国民の権利・権限、人権とは何か」に関して触れた演説も同じく19回にのぼっており³⁵⁾、彼女がけっして義務と責任ばかりに偏って発言をしているわけではないことがわかる。彼女にとって権利・権限は、義務・責任とけっして離すことのできない対になっているのであり、民主化運動も、その対に基づく行動によってのみ成功すると考えられているのである。

4. 思想・行動の正しさの基となるもの

思想と行動の一致、そして恐怖に打ち勝つこと(勇氣)、の二点が彼女の思想の基盤であるとすると、彼女における思想の正しさを判断する基準は何であろうか。換言すれば、人は自分の思想と行動を一致させ、恐怖に打ち勝つ自己を基盤に持つべきであると主張する際の、その思想の正しさを判断する物差しは何なのか、という問いである。これに対する明確な答がないと、たとえばヒトラー(Adolf Hitler, 1889-1945)などは、わかりやすい形で自分の思想(『わが闘争』に描かれた思想)と行動(侵略戦争、ユダヤ人迫害など)とを一致させ、行動に際しては勇氣に満ちていた、という解釈が可能となってしまうかねない。戦後、ヒトラーが全否定されてきた理由は明白であろう。それはヒトラーの思想と行動そのものが正しくなかったからである。彼が正しさの基準としたものが、人類にとって受け入れられるものではなかったということが、多大な犠牲を出した後になってからとはいえ、判明したからである。

アウンサンスーチーの場合、思想と行動の正しさの判断基準となるものは、「真理」という言葉で表現される。それは、自分の思想と行動の正しさを、真理に照らし合わせて判断するという考え方であるが、そのために、人は日常生活のあらゆる場面を通じて真理を追究する態度を貫き、その中で、自分が抱くひとつひとつの目的とその実現方法が真理にかなっているかどうかを問いつづける(自覚化する)必要があるとする。この考え方もまた、ガンディーの生き方と同一線上にある。

彼女は、現実政治への事実上の初舞台となった1988年8月26日の大集会に先立つ二日前、ヤンゴン総合病院においてごく短い演説をおこなっており、そこで早くも次のように語っている。

「...私が言いたいことは、国民の力というものはたいへんに大きいのだということです。しかし、この力を真理 (ahman-taya) に即して使わなければ、それは自分にとっても危険なものとなりえます。ですから、国民の力を真理をもってコントロールしてください。真理を伴わない力というものは、全ての人々にとって、危険なものとなりえます。...私たちは、真に規律正しく、真理にかなった国民なのだということを、世界中の人々に知らしめてください。真理にそぐわない力を使わないでください。」³⁶⁾

この演説を聞いた聴衆は少なかったようだが、彼女の公の場での第一声であることは確かである。人々が熱狂的にネー・ウィン体制打倒を叫んでいた 1988 年 8 月 24 日という時期を考えれば、国民的英雄アウンサンの娘が、同体制の欠点を挙げて非難し、対抗権力の結成を目指す演説をして人々を煽っても不自然ではなかった。けれども、アウンサンスーチーは人々が期待したそのようなことには触れず、「真理にそぐわない力を使うな」とまずは語った。それが具体的に何を指すのかは本演説では直接には触れられていないが、暴力や策略などの陰湿な手段を用いないこと、特にこの段階では民衆の勢いが非常に強かったために、追い込まれた体制側の人間に対して復讐をおこなわないこと、などが彼女の訴えに込められていたとみなせる。そしてさらに、ビルマ人が「真理にかなった国民」であることを「世界中に知らしめる」ことに彼女は価値を置いた。

彼女の心の中では、この段階ですでに、今回の事態が単なる政府や国家権力レベルの変革ではなく、国民一人一人の精神の在り方と、世界に対するビルマ国民の尊厳の回復までが問われる、独立ビルマ全体を根底から変える革命(まさに「第二の独立運動」として認識されていたのだと考えられる。二日後の大集会では、上述の演説の要点を繰り返すかのように、次のように語っている。

「規律なき力、真理にそぐわない力というものは、いついかなる時も、役には立ちません。多くの人々にとって危険なものともなりえます。だからこそ、真理にかなった力のみを使って下さい。...この集会の最後に私が言いたいことは、私たちには団結が必要だということことです。規律が必要だということ。真理にかなった力を引き続き使っていくことが必要です。そのように使ってこそ、私たちが目指す目的地へ着くことができるのです。...全国民が...真理にかなった国民となりますように。」³⁷⁾

この時の演説では、「一党制の廃止」「複数政党制の導入」「公正な選挙の早期実施」などの具体的要求にも触れていたが、核心はあくまでもそういった政治的要求の主張にはなく、「国民は真理にかなった力を使うべき」の一点にあった。そして、以後の彼女のさまざまな演説においても、このことは一貫して訴えられていく。それは次のような言い方でも語られた。

「本当に繁栄している国を見てください。第二次世界大戦で、勝利した国を見てください。真理に導かれて、国民が身を犠牲にして行動した国が、世界大戦で勝利したのです。始めのうちは、ファシズムを採用していた国が、戦いに勝っていましたが、その後敗れ去りました。なぜならば、真理とは程遠いものであったからです。真理から程遠い体制というも

のは、いつの日か滅びるものなのです。…世界史を顧みれば、真理にそぐわない体制は長く存続しません。国民が、真理を手にとらずさえているとすれば、私たちは正しい統治制度を創りだすことができます。…真理を手放してしまうならば、私たち全ては、大きな敗北をきつすることになります。]³⁸⁾

この引用は、1989年6月30日にヤンゴンで行われた演説の中の愛国心の重要性を説いた部分から抜粋したものである。国を本当に繁栄させるためには、国民一人一人が真理に即した行動をとらなければならないという主張であり、真理の追究と一国の発展が直線的に結びつけられ語られている。

ところで、真理という言葉を用いた言説は、一人一人の主観によってその受け止め方が異なる。美しく反論しにくいという点において説得力のある言説になり得る一方、曖昧な性質を持ち理解し難いという面もある。真理という言葉の使用だけで言説の普遍性を認めさせることは難しい。アウンサンスーチーにおける真理の使い方においても、その真理が何を意味するのか、言説の中で考えてみる必要がある。

彼女がいう真理とは、「学問的」真理や、「特定宗教」の真理といった、「何々の」真理というものではない。彼女の発言の中で出てくる「真理」という言葉には、「純粋な」「絶対的な」という形容詞以外、何もつかない。このことは注目に値する。確かに彼女がビルマ語で「真理」と言う時に使うアフマン・タヤー (ahman-taya) という語は、本来の意味としては「^{しょうほう}正法」、すなわち仏教の真理を指す。しかし、彼女のこの言葉の使い方を見ると、仏教という枠を超越して用いていることが明らかであり、仏教を含む諸宗教を超えたところに存在する永遠の普遍といった意味合いが強く、それに自己を照らし合わせ、自覚化・客観化の努力を行うということ「真理の追究」と表現していることがわかる。次の一文は、自宅軟禁から解放された後に、米国人でビルマに長期滞在した元仏教僧アラン・クレメンツ (Alan Clements) との対話の中で、彼女が「真理の追究」について英語で語った部分からの抜粋である。

「真理は強力な武器です。人々はそうは考えないかもしれませんが、真理は強力なものです。そして強力なものがどれでもそうであるように、真理もまた、私たちがどちらの側につくかによって、脅威になったり、逆に援軍になったりします。もしあなたが真理の側に立てば、あなたには真理による保護が与えられます。しかし、もしあなたが真理とは逆の側に立てば、真理はあなたにとって脅威となるでしょう。…純粋な真理、絶対的な真理というものは、私たちのような普通の人間が捉えられるようなものではありません。なぜなら、私たちには物事を絶対的・全体的に見ることができないからです。しかしそれでも、私たちは最善を尽くします。…真理は私たちの到達目標であって、それに向かつて絶えず努力するのです。…真理の追究とは主観性を克服する戦いである、ということがことができます。それはつまり、いかなる状況を評価する場合であっても、人は(その状況判断において)自己の偏見を可能な限り取り除き、また偏見から自分自身を遠ざける努力をしなければならぬ、ということの意味します。…真理の追究には自覚が伴っていない**ばなりません。そして自覚と客観性は共に密接につながっています。もし自分の行っていることを自覚できるならば、自分自身を客観視することができます。さらに、他の人々**

の行っていることを自覚できるならば、彼らに対し、もっと客観的になることができます。]」³⁹⁾

このように、アウンサンスーチーにおいて真理の追究は、「偏見から自分自身を遠ざけること」「自分と他人の行動をそれぞれ自覚をとおして客観視すること」の努力の過程として示され、そこには特定の宗教を前提とする論理は見られない。

ただ、アウンサンスーチーにおける上座仏教の影響については触れないわけにはいかない。数々の発言の中で、彼女は自分が上座仏教徒であり、ビルマ文化の核心が仏教にあることを強調し、宗教と政治を本質的に分けることはできないことを、きわめて肯定的に語っている⁴⁰⁾。人権や少数民族問題について論じるときもその文脈に立ち、伊野が分析しているように、慈悲心という仏教の価値そのものに倫理的基盤を求め、人権の本質や少数民族への差別感の克服について説いている⁴¹⁾。彼女の宗教に対する発言からは、自らが仏教に最高の価値を見いだしていることは明白である。よってこのことから、仏教的価値に影響されながら自分の主張を展開していることは確かであるといえよう。

しかし同時に、彼女は仏教だけが「唯一」最高の宗教で、他は劣るとか、ビルマにおいて重要ではない、という発言はしていないことも事実である。彼女は上座仏教を信仰し、生まれ育ったビルマの文化の中心が上座仏教に彩られていることを大切に、その価値観を生かしながら国民に訴えるべき政治的主張を展開しているが、他の宗教を見下したり批判したりする言動はなく、逆にビルマが信仰の自由を保障してきたことを高く評価している⁴²⁾。また、1995年に日本人に向けて書かれたクリスマスに関するエッセイには、キリスト教徒に対するあたたかい思いやりが見てとれ、自分が母キンチーと共に、他宗教の信徒とも幼い頃から友好を保ってきたことが描かれている⁴³⁾。

こうしたアウンサンスーチーの宗教観は、ガンディーが、ヒンドゥー教だけが最も偉大な宗教だというわけではないと考え、神とは奉仕を通じてのみ実現されるべきもので、あらかじめ存在しているものではないとした論理⁴⁴⁾と同じ立場に立っていると言えるのではないだろうか。すなわち自分と自分をめぐる他者に関する自覚と状況の客観視の努力に基づいた行動を通じてのみ、真理は認識でき実現に近づくものであるという考え方に彼女は立ち、そのことを共有できる人々の間では、各人が信仰する宗教の違いは本質的な問題ではないという理解である。彼女にとって真理とは、特定の宗教の優位性とは関係ないものとされる。

ただし、自己の精神的努力を最大唯一のよりどころとする彼女の「真理追究」の姿勢は、キリスト教やイスラム教、大乘仏教のように「絶対他者」による人間の救済を目指す宗教からは、必ずしも好意的には見られない可能性がある。彼女の言う真理追究は上座仏教に象徴される自己救済の論理と相似形を成しており、ビルマの人口の1割近くを占めるキリスト教徒とイスラム教徒が、彼女のこうした考え方を肯定的に受け入れるかどうか疑問が残る。

このような問題を指摘した上で、次に、真理の追究を通じて思想と行動の正しさが判断される際、彼女が強調してやまない、設定する目的と、その目的実現のための手段の倫理的一致に

ついて、見ていくことにする。

5. 「正しい目的」と「正しい手段」

アウンサンスーチーの演説で、最も人々を印象づけるものは、おそらく、目的と手段における正しさの倫理的基準は一致していなければならない、という主張であろう。以下に、少々長くなるが、そのことを端的に語っているビルマ語の演説から2点を引用してみたい。いずれも身内のNLD党員に向けた演説である。

「お金をいくら持っても、名誉がいくらあっても、その人の行動様式が正しくなく、品行が良くなければ、その人を避けたり、批判したりするということは、私たち一人一人の義務です。そうやってこそ、正しい行いをしなければ、生きている意味はないのだということを理解するようになるでしょう。私たちの国をそういうふうにしたくないのです。ある人は、こうした考えを空想的であると言います。人間なのだからどうなるものでもない。しかし、どうしてできないことがありますでしょうか。できます。正しい方法で生活している人々も大勢います。…徐々に勇気をもって正しく行動する人が増えれば、私たちの国は発展するでしょう。…ある人が正しいことをしたために解雇されたとしたら、皆が協力してその人を助ければ、その人は職を失いはしたが、頼りどころのない状態にはならないということを知るようになり、よりいっそう正しい行為を行う勇気を持つようになります。このように多くの人々が、真理を見据えて行動する勇気を持つようになれば、法律を無視して行動している人も、ますます恐れるようになります。こうして正しい側が勝利し、正しくない側が敗れます。…民主主義が獲得できればそれで良い、どのような手段を用いても獲得できれば良いのだとは私は考えていません。民主主義を獲得できさえすればそれで良いというのは、真の民主主義などではありません。民主主義とは、国民の人権を尊重する方法です。人権を尊重しながら行動してこそ、真の民主主義が獲得できるのです。…正しい方法で、自分を向上させたいという心を育んでください。方法はどうかあれ、自分が出世すればそれで良いのだという気持ちは取り除いて下さい。…民主化運動が成功を収めるためには、一人一人に責任があるのです。」(1988年12月11日、NLDカマユツ郡支部開所式での党員向け演説より)⁴⁵⁾

「…私たちが活動するさい、…他の政党や組織を攻撃・中傷するようなことは絶対にしないでください。特に個人的な確執から中傷するような政治は、きわめて下劣な政治です。それが政治的手段などといって、だますのは止めてください。政治的手段などではありません。詐欺は詐欺です。政治的手段だといって、不正なことを行ってはいけません。正しく行動して下さい。」(1988年12月13日、NLDグッドリフ・タウン地区支部開所式での党員向け演説より)⁴⁶⁾

ここでは、目的を達成するためには「正しい手段」だけを用いよ、ということが厳しく命令されている。目的はそれがいくら正しくても、「正しい手段」と対でないかぎり実現されることはないという考え方である。ここで問われているものは、目的と手段、双方における倫理的な正しさの基準が同じでなければならないということであり、それはマキャヴェリ(Machiavelli, 1469-1527)以降の西洋近代が、政治と道徳を分離することを是とし、目的に倫理的合

理性が認められるかぎり、手段においては別の基準(目的達成のための効率性)が用いられてもよいととらえるようになったことと、まるで正反対の考え方である。近代以降、こうした考え方をわかりやすい形で言明し実際の政治運動に持ち込んだ著名な人物は、近代そのものに根源的疑念を抱いたガンディーである。伊野も引用しているように、ガンディーは有名な『ヒンドゥー・スワラージ』(1907)という著作の中で、次のように語っている。

「彼らが暴力を使ったということと、...われわれだって同じような行動をとることができるというのは、まさにそのとおりです。けれども、同じような手段を用いていたのでは、われわれも彼らが出たのと同じものしか得られません。...あなたは手段と目的との間になんら相関関係はないと信じていられるようだが、それは思い違いもはなはだしい。...手段を種にたとえ、目的を樹にたとえることもできます。目的と手段のあいだには、種と樹のあいだにあるのと同じ冒しがたい相関関係があるのです。」⁴⁷⁾

アウンサンスーチーの「正しい手段」の強調は、ガンディーが『ヒンドゥー・スワラージ』で示したこうした考え方への共鳴に基づいていると言って間違いないであろう。民主主義を求めるビルマ国民が、もし軍事政権と同じように暴力・抑圧・策略・拷問・強弁などを手段に用いて戦い、現体制を物理的に倒せたとしても、そのあとにできあがる新しい体制は、本来求めていた民主主義社会ではなく、以前と同じように暴力や策略がはびこるものにすぎない——そう彼女が考えるからこそ、正しい目的である民主主義を、それにふさわしい手段で(=民主的な手段で)達成させる必要があると訴えるのである。言うまでもなく、民主主義と暴力・策略・拷問などは相いれない。よって、その相いれない非民主的な手段で、民主主義を実現させることは不可能であると彼女は信じる。正しい目的として設定された民主主義と、その達成のための手段の正しさの基準は、一致していなければならないのである。この姿勢は、彼女の経済政策に関する発言にも一貫している。たとえば、1989年4月27日のミッチーナーにおける地元住民向けの演説では、次のように語っている。

「...本当に真剣に考えてみると、一国全体において経済が発展するためには、正しい統治制度がなければなりません。政治体制が正しくあってこそ、はじめて経済は発展するのです。どれだけ経済が発展したとしても統治制度が正しくなければ、国家は繁栄しません。...ですから、経済を政治に優先させようなどと考えないでください。本当に経済が発展している国は、政治体制も正しい国です。」⁴⁸⁾

彼女が軍事政権下にある自国へ外国企業が投資することに否定的である理由は、何よりもこのことにある。正しくない統治体制下にある国へ経済的投資をしても、それは経済発展をもたらさないし、仮にもたらしたとしても、その国を正しい統治体制に変えていくことにはつながらないと彼女は考えるのである。すなわち、投資は正しくない統治体制(軍政)を正しい統治体制(民主主義)に変えようとする国民的努力(目的)にとって、役に立たず、逆に貧富の格差の増大や抑圧的統治体制の強化など、問題を悪化させる方向に作用するので、正しい手段ではないとみなすのである。

企業が自己の利益を求めて海外に投資先を探す際、それを正当化するために、「投資によって対象国の経済に刺激を与え、経済成長を促し、中産階級を育て、そのことが長期的に民主化をもたらす原動力となる」旨の論理を持ち出すことがあろうが、彼女はそれを認めない。それが社会科学的に証明できない議論だからということもあるが、第一義的には、目的と手段のそれぞれ拠って立つ価値基準が異なるものを、あたかもつながりのあるものとして主張することに賛成できないからである。企業の投資はあくまでも自己の利益増大という目的のための手段であり、その限りにおいては目的と手段は同じ価値基準に拠っている。しかし、民主主義を基盤とする正しい統治体制を打ち立てていくという目的にとっては、投資はそれとは関係のない価値基準に基づいた手段であり、アウンサンスーチーにおいては正しい方法として認めがたいのである。国際ビジネス世論がそれ以外の世論(市民的世論)と比して概して彼女に批判的なのは、この点において利害が対立するからであると見てさしつかえないであろう。ただ、彼女の言説に特徴的な、政治的改革(民主化)抜きには経済発展は見込めないという論理もまた、社会科学的には証明のできない命題である。

「正しい目的」と「正しい手段」の一致という考え方は、彼女が(旧)西ドイツと日本の戦後の経済発展の成功を説明する時にも用いられる。先述のミッチャーナにおける地元住民向けの演説で、彼女は次のように語っている。

「西ドイツと日本は、第二次世界大戦の時、ファシズムを採用していました。その時でさえ、ドイツ人や日本人は、たいへん規律正しい人々でした。彼らは、歴史的、伝統的に言っても、... 規律正しく勇気もあり、知識欲もありました。しかしながら、いかに規律があり、知識も勇気もあったとしても、主義とか政治とかが正しくない場合には、その国は発展することはできません。第二次世界大戦でも、当初はめざましい勝利を収めました。最終的には敗北しました。なぜ敗れたのでしょうか。正しくないものは正しくないからです。やり方が正しくなかったのです。ファシズムというのは、大多数の人々の利益となる主義ではありません。このように政治的に正しくない場合には、どのようにしても発展するはずがありません。...戦争が終わってからは、西ドイツと日本は、民主的な政治体制を採用しました。民主的な政治体制を採用し、それを正しく運用したので、現在は世界で最も裕福な国のリストの中にあげられるようになりました。このように、正しい統治制度・政治体制をもってこそ、国が発展するのだということは、きわめて明白なことです。」⁴⁹⁾

このように、アウンサンスーチーにとっては、戦後の西ドイツと日本の復興・発展の歴史も、「正しい目的」と「正しい手段」の結びつきという言説によって語られ、その言説自体の強化の事例にされていくのである。

ただし重要なことは、目的と手段における共通の正しさの基準は、前節で論じた彼女の真理の追究と直接につながっているということである。目的と手段に適用される「正しさ」の基準に相違があってはならないとする彼女の思想は、真理追究の姿勢なくしては成立し得ない。なぜなら、目的の正しさも、それと倫理的につながる手段の正しさも、真理追究という姿勢を維

持する中においてしか保証されず、もしその姿勢を欠いたとしたら、目的を自分勝手に正当化してしまい、必然的にそれと連なる悪しき手段をも正当化することになってしまうからである。

6. 結語

以上の考察から、アウンサンスーチーの思想と行動の根源的特質を、次のようにまとめることが許されよう。

——自己と自己をめぐる他者の行動を自覚化・客観化する努力を通して、真理が追究され、その過程を経て正しい目的が発見(設定)される。軍事政権下においては、民主化の達成(民主的統治体制の確立)が、すべてに優先される正しい目的として設定される。一人一人は恐怖に打ち勝つ勇気と、行動を通じて義務と責任を果たす姿勢を基盤としながら、民主主義の価値と相通じる非暴力、話し合い、和解などの正しい手段を行使し、民主化の達成を目指す。民主主義の価値と相いれない暴力・策略等の手段は、それがたとえ軍事政権を物理的に打倒することに役立つとしても、正しい手段ではないので用いてはならない。手段の正しさもまた、目的の正しさと同じく、真理の追究の中でのみその正当性が検証されていく。未来において、民主化という正しい目的が達成されれば、その段階でビルマに求められる新たな正しい目的が発見されることになり、それにふさわしい正しい手段が模索され行使されることになる。こうした正しい目的の設定と正しい手段の行使は、けっして国家レヴェルの問題だけに限定されない。一人一人の生活の中で、状況評価における自分の行動と自分をめぐる他者の行動の自覚化と客観化を心がけ、さまざまな場面において自分が何を指すべきなのか、それにふさわしい正しい手段(行動)は何なのか、という追究がなされるべきである。その営みの連続が、人に真理の認識を深めさせ、その実現へと向かわせる。そしてそれは、ビルマ国家とビルマ国民の尊厳回復にもつながる——。

彼女のこうした思想は、ガンディーの思想がインド独立運動史というナショナルな言説の中だけに収まりきらず、死後も世界的な価値を持ち続けているのと同じ意味において、注目を得るにふさわしいと言える。効率や経済成長優先の論理、グローバリゼーション、IT(情報通信技術)革命といった、20世紀後半を象徴し牽引してきた言説が煌めく中で、ガンディーの精神的遺産を引き継ぐ彼女の生き方は、それらの言説が普遍的真理というものを追究すべき人間の努力を軽視しているのではないかということ、我々に気づかせるからである。

たとえば広島・長崎への原爆投下は、日本のポツダム宣言受諾を早め、投下しなかった場合の日米双方の人的損害予測と比べ犠牲者数が少なくて済んだから、正しい決断であったと言う、効率優先に基づく論理が存在する(米国の多数派世論の論理)。しかし、この論理は本当に「正しい」のであろうか。感情的に「正しくない」と答える日本人は筆者を含め多数いるであろう。しかし、思想として間違っていると明示説明できる人はどれだけいるだろうか。

アウンサンスーチーの思想に立てば、明快に原爆投下が「正しくなかった」と証明できるのではないか。戦争を早く終わらせること、人的損害を少なくすることは、1945年8月の段階

では戦争遂行上の正しい目的であったかもしれないが、戦争を終わらせることの究極の目的が世界平和の実現にあることを認識した場合、原爆投下という手段は、人類が自らを最終的に滅ぼしかねない兵器の行使であるため、世界平和の価値とは相いれない誤った手段ということになる。実際、最終兵器の開発と行使は、恐怖を生み、世界平和の確立とはほど遠い方向に人類を歩み出させることになった。戦後世界は核兵器の保有競争に走り、その気になれば地球を何度でも崩壊させることができるほどに、その量を増やしてしまったことは誰でも知っていることである。それを抑え込もうとする努力は現在まで成功を見ていない。ひとつの誤った手段が目的の実現を遠のかせ、地球規模の危機的な結果を及ぼしたということが、アウンサンスーチーの思想に立てば理解することができると言えよう。

効率優先や経済成長優先の考え方は、21世紀の初頭を生きる我々が、多かれ少なかれ依拠せざるを得ない価値である。現実において、それらから完全に離れて生活することは不可能であろう。けれども、その中であって、普遍的真理を追い求め、それに沿って正しい目的を見だし、その実現のための正しい手段を模索する努力を行わなければ、個人の生活はもちろん、自らが属する社会も墮落していくと言明するアウンサンスーチーの訴えは、現代における正義と倫理の問題を我々に深刻に考えさせる。

無論、本稿の考察だけでアウンサンスーチーの思想と行動の核心を分析し尽くしたわけではない。はじめに述べたように、彼女の思想・行動の特質には本稿で取り上げた事からのほかに、少なくとも5点、分析すべき特質がある。また、彼女の思想がビルマ思想史全体の中で(少なくとも植民地期以降のビルマのナショナリズムを中心とする知的歴史の中で)、どのように位置づけられ、その個性がどう評価され得るのか、見ていく必要がある。そして何よりも、彼女の言説に決定的な影響を与えているガンディーの思想に関して、彼女がそれをどのように受容したのか、その過程の検証が求められることになろう。これらはすべて今後の研究課題である。

最後に触れておきたいことは、ガンディーの場合がそうであったように、アウンサンスーチーの場合も、その思想と行動の価値への注目度とは別に、実際にその思想のあとに続く者の数は少数にとどまるのかもしれない、ということである。それは場合によっては、ビルマの民主化運動の成否に直接的に関わってくるかもしれない。インド独立運動の精神的指導者であったガンディーが、現実に達成されたインド独立に対して最も批判的であったという事実、将来のアウンサンスーチーの姿が重ならないとは誰も断言できまい。軍事政権が退場し、新たな「民主的」体制が将来のビルマにおいてつくられたとしても、それがアウンサンスーチーの目指す「真理の追究」から、はずれた位相の中に存在する可能性はあり得る。彼女によって蒔かれる思想の種が、現実のビルマ政治においてどのような実を結び得るのかは、別の考察課題となろう。

注

- 1) ミャンマーでなく、ビルマを国名として用いる理由については、拙著1996、『アウン・サン——封印

された独立ビルマの夢』、岩波書店、9-16 頁を参照のこと。

- 2) これについては、Gustaaf Houtman, 1999, *Mental Culture in Burmese Crisis Politics: Aung San Suu Kyi and the National League for Democracy*, Institute for the Study of Languages and Cultures of Asia and Africa, Tokyo University of Foreign Studies において詳細に分析されている。
- 3) アウンサンスーチーについて論じた拙論として2点を挙げておく。
1996, “Aung San Suu Kyi and Burmese Nationalism”, 『通信』86号、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、20-31 頁
1997, 「アウン・サン・スー・チーが目指すもの——ビルマ軍事政権の“論理”を乗り越えて」、『現文研』73号、専修大学現代文化研究所、21-32 頁
このほか、拙著 1996 (前掲)、222-238 頁においても触れている。
- 4) 伊野のこのテーマに関する業績は多数あるが、代表的なものは次の3点であろう。
伊野憲治、1994, 「理想的支配者を求めて——ミャンマー“民主化”運動下の民衆像」、田中忠治先生退官記念論文集編集委員会(編)、『地域学を求めて——田中忠治先生退官記念論文集』
伊野憲治(編訳)、1996, 『アウンサンスーチー演説集』、みすず書房
伊野憲治、2000, 「ミャンマー国軍の政治介入の論理——“国民政治”概念を中心として——」、『東南アジア歴史と文化』29号、東南アジア史学会(発行：山川出版社)
この中でも、『演説集』は訳が正確で読みやすいばかりでなく、解題・解説・訳注が優れているため、アウンサンスーチーの思想を論じる際の必読書といえる。本稿においてもこの「演説集」に依拠した部分は多い。
- 5) 拙論 1998, 「ビルマ——軍政下の多民族国家」、佐藤宏・岩崎育夫(共編)『アジア政治読本』、東洋経済新報社、200-214 頁所収、にこの経緯を解説してある。
- 6) この総選挙に関する詳細な紹介と分析については、伊野憲治、1992, 「1990年ミャンマー総選挙の結果」、『通信』75号、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、1-17 頁所収、を参照のこと。
- 7) たとえば、会議における代議員の発言は、必ずその全文を該当する各小委員会の委員長に事前に提出して許可を受けなければならず、当日はその文章からはずれたことを言えば不規則発言として処分される、などの規制が問題とされた。
- 8) 1990年11月に、緒方貞子氏を代表とする国連人権委員会の人権調査団がビルマに入り、その報告にもとづき、翌1991年に最初の非難決議がなされている。その後、1992年12月、93年11月、94年11月、95年9月にそれぞれ横田洋三人権特別報告官が調査のためビルマに入り、3回にわたって報告をまとめ、それらを基に人権委員会において非難決議がなされた。96年以降、ビルマ政府は特別報告官の入国を認めなくなったが、人権委員会での非難決議は毎年続いている。
- 9) 詳細は、日本貿易振興会アジア経済研究所(編)、1999, 『国別通商政策研究事業報告書——ミャンマー』、日本貿易振興会アジア経済研究所、72-74 頁、を参照のこと。
- 10) この間のアウンサンに関する詳細は拙著 1996 (前掲)、140-191 頁、を参照のこと。
- 11) この間の話が、アウンサンスーチーと親交のあったビルマ人女性マ・タンエイによって記されている。Ma Than E, “A Flowering of the Spirit: Memories of Suu and Her Family”, in *Aung San Suu Kyi* (edited by Michael Aris), 1991, *Freedom From Fear and Other Writings*, Penguin Books, pp. 250-251.
- 12) Michael Aris, “Introduction”, in *Aung San Suu Kyi*, 1991 (前掲), p. xvii
- 13) アリス氏は、1988年に妻がビルマの民主化運動に指導者として関わり始めて以来、自らがガンで死去する1999年3月27日まで、一貫して妻の運動を水面下で支え続けた。夫妻の前半16年間は、アウンサンスーチーが専業主婦としてアリス氏の研究活動を助けたのに対し、後半11年間はアリス氏が妻と別居のまま二人の息子の子育てをすべて引き受けるなどして、アウンサンスーチーが運動に専念できるよう支えた。軍事政権は、アリス氏のビルマ訪問を厳しく規制し、1996年以降は一度も訪問を許可せず、死ぬ間際の訪問申請に対してもヴィザを発給しなかった。
- 14) このテーマを扱った彼女の論文がある。*Aung San Suu Kyi*, “Intellectual Life in Burma and India under Colonialism”, in *Aung San Suu Kyi*, 1991 (前掲), pp. 82-139.
- 15) Michael Aris, “Introduction”, in *Aung San Suu Kyi*, 1991 (前掲), p. xvi
- 16) この本と同じ内容のものが、*Aung San Suu Kyi*, 1991 (前掲), pp. 3-38 に “My Father” という題で掲

- 載されている。
- 17) 筆者がビルマ留学中の 1986 年 7 月 22 日、日本での研究調査を終えて英国への帰路途上ビルマに短期滞在していたアウンサンスーチーとヤンゴンの自宅で会ったとき、三島の作品のファンであること、それらを原書で読んでいることなどを本人から聞いて確認した。
 - 18) Michael Aris, “Introduction” (前掲), pp. xv-xvi.
 - 19) 伊野(編訳)、1996、『演説集』(前掲)、46 頁。
 - 20) この間の経緯については、伊野(編訳)、1996、『演説集』(前掲)所収の解題 9-32 頁に詳しい。
 - 21) 1975 年に制定された治安維持法で、国家の安全に危険をもたらす行為をしたか、もしくはする可能性のある者を、裁判なしのまま 3 年間(1991 年に 5 年に延長)拘禁できることを定めている。
 - 22) Michael Aris, “Introduction” (前掲), p. xxii.
 - 23) 対話に応じなかった理由はさまざまに憶測されるが、ひとつは NLD が 1991 年に軍事政権の圧力に屈して自宅軟禁中のアウンサンスーチーを党書記長から解任してしまったため、1995 年 7 月の書記長復帰後も軍事政権がそれを認めず、彼女を NLD の代表とみなしていなかったということが挙げられる。
 - 24) 伊野(編訳)、1996、『演説集』(前掲)、119 頁。
 - 25) Aung San Suu Kyi, 1997, *The Voice of Hope: Conversations with Alan Clements*, Penguin Books, pp. 25-26 にて彼女が自ら事件について説明しており、それを参照。Philip Kreager, “Aung San Suu Kyi and the Peaceful Struggle for Human Rights in Burma”, in Aung San Suu Kyi, 1991 (前掲) pp. 305-306 にも事件の経緯が紹介されているが、彼女自身の説明とは細部において異なる。
 - 26) Aung San Suu Kyi, 1991 (前掲)。日本語版は、ヤンソン由美子(訳)、1991、『自由』、集英社。
 - 27) Aung San Suu Kyi, “Freedom from Fear”, in Aung San Suu Kyi, 1991 (前掲), p. 180-185 参照。邦訳はヤンソン由美子(訳)、1991(前掲)のほか、次の拙訳がある。根本敬(訳)、1991、『恐怖からの自由』、雑誌『世界』1991 年 10 月号、岩波書店、178-182 頁所収。
 - 28) Aung San Suu Kyi, “Freedom from Fear”, in Aung San Suu Kyi, 1991 (前掲), p. 181.
 - 29) Aung San Suu Kyi, “Freedom from Fear”, in Aung San Suu Kyi, 1991 (前掲), p. 183.
 - 30) 伊野(編訳)、1996、『演説集』(前掲)、182-183 頁。
 - 31) ガンディーのスワラージ概念については、長崎暢子、1996、『ガンディー：反近代の実験』、岩波書店、102-109 頁を参照。
 - 32) 伊野(編訳)、1996、『演説集』(前掲)、164-165 頁。
 - 33) 伊野(編訳)、1996、『演説集』(前掲)、254 頁。
 - 34) 伊野憲治、「解説にかえて：真理を唯一の武器として」、伊野(編訳)、1996、『演説集』(前掲)、270-272 頁。
 - 35) 同上。
 - 36) 伊野(編訳)、1996、『演説集』(前掲)、43 頁。
 - 37) 伊野(編訳)、1996、『演説集』(前掲)、50、53 頁。
 - 38) 伊野(編訳)、1996、『演説集』(前掲)、207-208 頁。
 - 39) Aung San Suu Kyi, 1997, *The Voice of Hope* (前掲), pp. 29-30
 - 40) たとえば、Aung San Suu Kyi, 1997, *The Voice of Hope* (前掲), pp. 7-10。なお、Gustaaf Houtman, 1999 (前掲)の巻末 Appendix 2 (NLD activists: quotations and criticisms) pp. 355-384 に引用・紹介されている数々の彼女の発言の中にも、この傾向ははっきり読み取れる。
 - 41) 伊野憲治、「解説にかえて：真理を唯一の武器として」、伊野(編訳)、1996、『演説集』(前掲)、286 頁。
 - 42) Gustaaf Houtman, 1999 (前掲) Appendix 2, p. 357 <C16> に紹介されている彼女の発言、および Aung San Suu Kyi, 1997, *The Voice of Hope* (前掲), p. 59 を参照のこと。
 - 43) アウンサンスーチー(著)、土佐桂子・永井浩(共訳)、1996、『アウンサンスーチー：ビルマからの手紙』、毎日新聞社、42-46 頁。
 - 44) 長崎暢子、1996(前掲)、39 頁、および M. K. ガンディー(著)、田中敏雄(訳注)、2000、『ガンディー自叙伝 1』、東洋文庫 671、平凡社、130-136、224-249、281-286 頁を参照。
 - 45) 伊野(編訳)、1996、『演説集』(前掲)、101-102、105-106 頁。

- 46) 伊野(編訳)、1996、『演説集』(前掲)、112頁。
- 47) 伊野の引用からそのまま借用。伊野(編訳)、1996、『演説集』(前掲)、286頁。『ヒンドゥー・スワラージ』の内容については、長崎暢子、1996(前掲)、102-112頁を参照。
- 48) 伊野(編訳)、1996、『演説集』(前掲)、170頁。
- 49) 伊野(編訳)、1996、『演説集』(前掲)、171頁。